

発達と集団と活動

特集

「集団の系」の歴史的概観と
今後の検討課題

中村 隆一

要旨

発達における個人の系・集団の系・社会の系の「3つの系」は、歴史的にみると、当初は教育など実践上の課題として、あるいは教育運動の課題として提起された。その後、障害者運動と研究活動の進展の中で、発達保障論にかかわる研究上の枠組とも考えられるようになってきた。それにいたる転機の一つは、田中昌人による「可逆操作」など「個人の系」における分析単位の抽出であった。また、同時期に展開されていた池上惇による「人間発達の経済学」も「3つの系」の淵源となった。ただ「集団の系」は、加藤直樹が指摘するように集団の系固有の分析単位の抽出までにはいたっていない。そこに「集団の系」の研究上の課題がある。

キーワード 個人の系 集団の系 社会の系 階層

1 はじめに

障害者権利条約は、障害のある人を、person with disabilities というように個人の属性から一步距離をおいて表す。それは障害のある人のさまざまな困難を軽視しているわけではなく、権利条約という性格上、まず社会問題という視点から論じようとしているからに他ならない。

そうであるとすると、障害者権利条約にあげられている諸課題が解決をしたとしても、自動的に障害があることによる一人ひとりの困難が解消されるわけではない。そのため、そうした困難にどう向き合っていくかは、人類の歴史をつらぬく課題であるともいえるのであって、だからこそ、困難や問題を正確に分析するためには、「人類がどこからきて、どこにむかうのか」という問いと向き合い続けていく営みもまた必要なのである。

なかむら りゅういち
立命館大学応用人間科学研究科

全国障害者問題研究会は、結成直後から「個人の系・集団の系・社会の系」という「3つの系」を提起してきた。それは近江学園内で提起されてきた「発達・差別・歴史」という「実践関係的観点」から再構成されたのであるが、そこには間にかかわる諸相、すなわち個人・集団・社会に歴史があるという認識を引きつづつ、「3つの系」とすることによって障害者問題を包括的にとらえ、その問題に向き合いつつ、解決に迫るための統一的な歴史観を提起しようとしたという側面があったといふことができるだろう。

実践にしても、運動にしても、ひろく歴史認識は現在と未来をむすぶ人間の営みである。また、実践も運動も人間の自律性と民主主義に根ざしたものであろうとすれば、実践や運動の主体には、常に説明責任が必要となる。そして注目している領域が、それぞれ独自の系を持っているとき、それらを統合する歴史観が必要となるのである。

同時に、「3つの系」として各系固有の法則性をふまえつつ、それを統合していくとする場合、それは極めて理論的な負荷の高い研究的営み

となる。単なるアイデアや問題意識としてだけではなく、統合の内在的な必然性が意識され、各系の研究方法論の深化と結びつく形で論じられる必要がある。その意味で、「3つの系」をめぐる議論にも仮にその結論が魅力的で妥当であったとしても独自の歴史的経過が存在するのであろう。

2 「3つの系」の提起

(1) 実践課題としての提起

歴史認識や歴史観は、現実の困難や問題に直面しそれを打開しようとする中で必要とされるのであるから、出発点には多くの場合きわめて実践的運動的な要請があると考えられる。「3つの系」の登場は、研究組織としての団結の確保、という運動的な課題とも深く結びついていた。

全国障害者問題研究会における「3つの系」の提起は、1971年である。具体的には、1971年1月に発行された全国障害者問題研究会のパンフレット『教育「改革」政策と障害児教育——中教審教育課程答申批判——』の冒頭、田中昌人による「はじめに」で「個人の系・集団の系・体制の系」という形で用いられたのが初出であるといわれている。

まずこの冒頭部分をみてみよう。

「全障研運動は民主勢力と正しく連帯して、現在、全面発進を実現していく上で重要な発達の系を三つ明らかにしています。集団の発達の系、個人の発達の系、体制の発達の系という三つです。三つの発達の系は相互に密接な内的連関をもちます。そして、それは自治体を民主化していくなど体制の系に民主主義を確立していく、民主的な内部規律を樹立するなど集団の系に民主主義を確立していく、個人の系としても、民主主義的な人間になっていくというように、いずれの発達の系においても民主主義を実現していくとき全面発達の道をきりひらいていきます。」

ここでは「3つの系」に即して民主主義の発展が目指されるべきことが述べられており、特に「集団の系」が念頭におかれている。例えば「教

育を受ける」ことを「個人主義的」にとらえることによって、教育権の中身と権利主体が不明確にされ、その結果、権利が「受身的に矮小化されて選択の自由の中にとじこ」められ、「二重支配の手段」（傍点引用者）にされかねない状況に着目し、「組織の連帯と団結」「民主主義的な内部規律」が、教育や医療・社会保障や政治参加などの基本権確立に欠かせないことを指摘する。その場合の基本権が「いわば集団主義的な基本権思想」であると述べている。

1970年11月に中央教育審議会から出された「初等・中等教育の改革に関する基本構想〔中間報告案〕」などにおいて障害児教育がとりあげられていて、その評価との関係で上記「3つの系」が登場してきた。すなわち部分的な改善や改良の契機がそこにみとめられつつも、答申全体が教育の軍国主義化や教育現場への統制の強化を背景にもっていることに着目し、答申の性格と取り組みの方向を解明しようとしたものである。

そこでは、まず、障害のある子どもたちの教育機会の拡充があったとしても、教育現場への統制の強まりが放置されると、その学校も子どもたちを支配する道具となりかねない状況を指摘し、「集団主義的な基本権」の実現をめざした「集団の発達の系」の性格と、「組織の連帯と団結」の確保と「民主主義的な内部規律」実現の重要性が主張されている。ここで、集団主義について整理が必要であるが、集団主義という場合、例えば戦前の軍国主義下での全体主義と重ね合わせてみる議論（例えば日本型集団主義などという表現で論じられる）場合と、集団と個人を統一的にとらえようとしたマカレンコなどの提起に学んだ集団主義教育の教育理念の場合があり、ここではもちろん後者を意図していた。また、「民主的内部規律」について、一人ひとりの成員の自律性や人間として、あるいは個人の尊厳の確保などが意識されていたものと理解できる¹⁾。ただ、ここでは、それが実践者自身の集団と実践の対象の集団とが区別をされず議論されている点には注意が必要であろう。「民主的内部規律」は自治と密接に